（行政相談委員法の一部改正）

第十六条　行政相談委員法（昭和四十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第四条第十九号イ」を「第四条第一項第十三号イ」に改める。

（多極分散型国土形成促進法等の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

一　多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第三条

二　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条第一項

三　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二条第二項第四号ロ

四　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第二項

五　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第二条第一項

六　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第三十一条第一項

七　身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第七条第一項

八　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第二条第一項第五号

九　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二十四条第二項

十　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第二十五条第一項

十一　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項

十二　株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号

十三　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二条第二項第六号

十四　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第五項

十五　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）第六条

十六　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）第二十二条第一項

十七　持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十二号）第十三条第一項

十八　水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）第二十八条第一項

十九　雨水の利用の推進に関する法律（平成二十六年法律第十七号）第二条第二項

二十　健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十六条第一項

二十一　サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第十三条

二十二　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第十七条第一項

二十三　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項

（国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正）

第十八条　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四条第六十三号」を「第四条第一項第五十七号」に改める。

（独立行政法人統計センター法の一部改正）

第十九条　独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第八十五号」を「第四条第一項第八十一号」に改める。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正）

第二十条　行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び内閣府設置法」を「並びに内閣府設置法第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる同法」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第三号中「各省（」の下に「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省とし、」を加える。

第五条第四項中「（昭和二十三年法律第百二十号）」を削る。

第十五条第二項第二号中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第十八条中「第四条第十八号」を「第四条第一項第十二号」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九条の三第三項第一号中「第四条第百二十六号」を「第四条第一項第百二十六号」に改める。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第二十二条　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第四条第一項第十四号」を「第四条第一項第二十五号」に改める。

（国と地方の協議の場に関する法律の一部改正）

第二十三条　国と地方の協議の場に関する法律（平成二十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項第二号中「第四条第一項第三号の三」を「第四条第一項第十二号」に改める。

（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正）

第二十四条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第四条第一項第十七号」を「第四条第一項第二十八号」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第二十五条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の項中「第四条第十六号」を「第四条第一項第十号」に、「第四条第十七号」を「第四条第一項第十一号」に改め、同条第二項中「各省（」の下に「国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務をつかさどる機関たる各省とし、」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第四条第九十三号」を「第四条第一項第八十九号」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十七条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「第四条第一項第三号の二」を「第四条第一項第十一号」に、「同条第三項第三号の七」を「同条第三項第三号の六」に改める。

（アルコール健康障害対策基本法の一部改正）

第二十八条　アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

附則第六条のうち内閣府設置法第四条第三項第四十六号の四を削る改正規定中「第四条第三項第四十六号の四」を「第四条第三項第四十六号の二」に改める。

附則第七条のうち厚生労働省設置法第四条第一項第八十九号の次に一号を加える改正規定中「第四条第一項第八十九号」を「第四条第一項第八十九号の二」に、「八十九の二」を「八十九の三」に改め、同法第十八条第一項の改正規定を削る。